

令和7年度大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰に関する実施要項

令和7年10月29日
大学等における学生のキャリア
形成支援活動表彰選考委員会

1. 趣旨・目的

大学等におけるインターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組は、大学等での学修と社会での経験を結びつけることで、学修の深化や学修意欲の喚起、職業意識の醸成などにつながるものであり、その教育的効果や学生のキャリア形成支援における効果が期待されている。また、例えば、低学年次からの体系的な取組、地方創生に資する取組、海外や国際機関での取組など、社会的ニーズや対象者に応じて、発展的に活用することも可能であり、特徴的な取組が進むことも期待される。

そうした期待にも応えつつ、キャリア教育及びインターンシップの教育的効果をより高めるためには、正規の教育課程としての「学生のキャリア形成支援活動（以下、「キャリア形成支援活動」という。）」を大学等と企業等とが連携を図りながら実践していくことが重要である¹。

本表彰制度は、大学等における学生のキャリア形成支援活動の取組の中から、学生の能力伸長に寄与するなどの高い教育的効果を発揮しており、他の大学等や企業に普及するのに相応しいモデルとなり得る、産学協働による学生のキャリア形成支援活動を、グッドプラクティスとして文部科学大臣が表彰し、その取組内容や成果を広く普及することを目的とする。

2. 大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰の概要

大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰は、以下に従い実施する。

（1）申請期間

令和7年11月4日（火）～ 12月19日（金） 必着

¹ 文部科学省、経済産業省、厚生労働省の三省連携の文書として策定された「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）も踏まえ、取組が行われることが求められる。

(2) 申請対象・資格

- 申請対象は、大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）であること。
- 対象となるキャリア形成支援活動は、令和6年度又は令和7年度に実施された取組であり次項（③対象となる取組の要件）に記載の要件をすべて満たすものであること。
- 取組内容が公表可能（協働する企業等からも了承を得ている）であること。
- 申請件数は、各大学等につき原則3件までとする。（ただし、1法人複数大学については、法人に設置している大学ごとに申請可とする。また、短期大学部については、一大学として扱い3件まで申請可とする。）
- 過去に本表彰において、賞を受賞した取組については、受賞時からの取組を継続しているもののうち、社会の変化に対応した大幅な改善が施されている、または新たな工夫が明確に認められる場合には再度の申請を可能とする。（なお、過去に受賞歴のある大学等からの新たな取組や新設科目に関する申請については、引き続き受け付けるものとする。）

(3) 対象となる取組の要件

① 就業体験を伴うものであること

キャリア形成支援活動は、大学でのアカデミックな教育研究と社会での実地の体験を結び付けることや、学生が自己の職業適性や将来設計について考え、主体的な職業選択や高い職業意識の育成を図る機会となるものであり、基本的考え方に示すタイプ3・4の「インターンシップ」では、就業体験が必須とされており、また、タイプ2の「キャリア教育」であっても、正規の教育課程として単位認定の対象となる場合はプログラム内に一定の実習時間を含める場合があることも想定される。

本表彰制度における就業体験とは、仕事の実際を知ることや職業観の育成等のため、国際機関やNPOも含め、企業等における業務の従事、課題の解決等を体験することと社会の実態に照らし幅広く捉え、例えば、社員の基幹的・補助的業務の一部を経験することや、自社の課題解決に取り組む体験（ワークショップ、プロジェクト等）等を含む。

なお、タイプ1の「オープン・カンパニー」については、個社・業界の情報提供・PRを目的とし、主に、企業・就職情報会社や大学キャリアセンターが主催するイベント・説明

会が想定された取組であり、就業体験を伴わないケースがほとんどであることから、タイプ1に該当する取組に関しては、本表彰制度の対象には含まれないものとする。

② 正規の教育課程に位置付け単位認定を行うものであること

キャリア形成支援活動を正規の教育課程の中に位置付け単位認定を行うことは、大学教育、特に専門教育とのつながりがより明確になることや、事前・事後学習・モニタリング等の体系化及び当該取組そのものの充実が図られる等、その教育的効果を高め、学生が大学等における教育内容をより深く理解できるというメリットがあり、望ましいと考えられる。なお、正規の教育課程に位置付けられているものであっても、特定の資格取得に必須となる取組は対象外とする。

特に、正規の教育課程としての実施に当たっては、当該取組の教育目的を明確化し、これに基づき、「必修か選択か」、「何年次で実施するか」、「授業期間中に行うか、休業期間中に行うか」、「期間をどれくらいに設定するか」など様々な点について、どのように行うことが最も効果的かという観点から検討する必要がある、学生の動機づけ・目標設定や学生・企業双方との目的のすり合わせ・事後の振り返りを含め、能動的な学修を促すものとして提供されることが重要である。さらに、学生の就業体験実施中も、大学等の教職員が学生に対して適切な関与（モニタリング）ができるような仕組みが構築されていることが望ましい。

なお、当該単位を学位の構成要件とするに当たっては、教育課程の体系の中に当該単位をどのように位置付けるか十分な検討が必要であるほか、単位化に固執するあまり、かえって不必要な教育内容を生じさせることのないような工夫が必要である。

③ 大学等の組織的な取組として位置づけられていること

キャリア形成支援活動は、大学等が企画・立案・実施・評価までを組織的に取り組むことが必要である。特定の教職員による取組ではなく、学内において委員会や担当部署を設置し実施されていることが望ましい。また、キャリア形成支援活動に係るプログラムの構築、学生との関係の構築、学内調整、企業等との連携・協働については、専門的な知見を有する人材を配置することが望まれ、必要に応じて役割分担を行うなど運営体制が整備されていることが重要である。加えて、教職員を対象としたSD・FD研修を実施や、基本的考え方の改正を踏まえ、新たな整理に基づいたキャリア形成支援活動を適切に実施できるよう、対応がなされていることが望ましい。

④ 実施後の教育的効果を把握する仕組みが整備されていること

キャリア形成支援活動の前後で、学生自身が何を身に付けたか、どう変わったかを評価することで、学生の今後の成長のための課題を認識し、大学等での学修の深化や将来のキャリア選択を促していくことが重要である。

例えば、インターンシップ等の実施前後でのアンケートの実施、社会で求められる基礎的な能力・スキルを客観的に測定し、学生の成長を確認するためのテスト等の実施、到達度を具体的に示した評価基準（例：ルーブリック）の整備等、当該取組の教育的効果を定量的・定性的に把握できる手法・仕組みを取り入れていくことが重要である。

⑤ 原則としてキャリア形成支援活動の就業体験期間が5日間以上であること

キャリア形成支援活動の就業体験期間については、当該取組の教育目的、全体の教育課程との関係、企業等の受け入れ可能時期との関係等を十分検討した上で、適切な期間・時期を設定する必要がある。また、就職・採用活動の秩序の維持にも配慮する必要がある。

さらに、低学年次の学生を対象としたキャリア教育や大学院生を対象としたインターンシップなど、多様な時期や長期に実施することについても積極的に検討していくことが望まれる。

なお、教育的効果の高いキャリア形成支援活動の推進にあたっては、可能な限り長期でまとまった就業体験期間を確保・実施することが望ましい。その場合の留意点として、基本的考え方に基づき、タイプ3のインターンシップにおける学生の参加期間（所要日数）について、汎用的能力活用型であれば5日間以上、専門活用型であれば2週間以上²、タイプ4の高度な専門性を重視した修士課程向けインターンシップであれば2週間以上、ジョブ型研究インターンシップにおいては契約期間を原則2ヶ月以上³とする必要がある。

⑥ 大学等と企業が協働して行う取り組みであること

大学等が期待する教育的効果やキャリア形成支援活動の実施目的を企業等と共有した上で、その達成のために、様々な場面において積極的に協働していくことが必要である。その際、学生の受け入れに伴う企業の負担軽減に十分に努めることも重要である。協働の具体的な内容として、例えば、「学生の事前・事後学習や評価に企業が参画」や「プログラム

² 「汎用的能力活用型」、「専門活用型」のいずれの場合においても、参加期間のうち、半分を超える日数を職場での就業体験を要する。

³ 原則2か月以上であるが、内容に応じて1ヶ月程度まで短縮することが可能である。

を大学等と企業が協働して設計・評価」するなど、プログラムの策定・実施を企業のみ
に任せるのではなく、大学等も積極的に関与し、学生に対する教育的効果の充実に努めてい
ることが必要である。

(4) 申請方法について

別紙 1「申請書様式」(Excel 形式) 及び別紙 2「概要資料様式」(PowerPoint
形式 2 枚) を電子メールにより本件担当宛に提出(提出先: intern@mext.go.jp)。

また提出ファイル名は以下のとおりとする。

別紙 1 ファイル名: ●●学校名_表彰申請(申請書).xlsx

別紙 2 ファイル名: ●●学校名_表彰申請(概要資料).pptx

※「●●学校名」には、大学等の名称を記載。複数プログラムを申請する場合
は「●●学校名①」「●●学校名②」「●●学校名③」とする。

なお、申請する取組に関して、三省合意⁴でも示している、産学協議会による類
型⁵の中から当てはまるものを選択すること。

3. 選考方法等

- 「大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰選考委員会」により、別紙 3 に
定める選考基準により、書面及び合議による評価・選考を行う。
- 選考にあたっては、三省合意に基づく類型定義を踏まえ、評価・選考を行う。
- 選考は、非公開で行う。
- 申請のあった大学等において審査対象として不適切な事由が確認された場合は評
価・選考の対象としない場合がある。
- 各大学等から申請のあった全ての取組に対して、今後の取組の改善・充実につな
がるよう、選考委員会による意見をフィードバックする。

⁴ 「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」(文部科学
省、厚生労働省、経済産業省 令和 4 年 6 月 13 日一部改正)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/20220610-mxt_ope01_01.pdf

三省合意において、新たな整理に基づいた学生のキャリア形成支援に係る取組を実施することの必要性を確認し、当該
取組の基本的考え方について整理している。

⁵ 産学協議会 2022 年度報告書「産学協働で取り組む人材育成としての『人への投資』」を参照

https://www.keidanren.or.jp/policy/2023/031_honbun.pdf

4. 賞の構成（予定）

各大学等から申請のあった全てのキャリア形成支援活動を対象に選考委員会による選考を行い、最優秀賞（1件）、優秀賞（最大5件程度）を決定する。

また、上記の賞とは別に特別賞を設けることがある。

なお、賞の選考に際しては、同一大学等において、複数の賞を表彰しないものとし、多くの大学等の特色ある取組を推奨する。

5. 取組の公表等

授賞校については文部科学省のホームページでの公表を行う。また、本表彰制度の実施後は、申請要件を満たした取組について、授賞校に限らず事例集としてとりまとめ、文部科学省のホームページでの掲載とともに、各大学等への周知を実施する。

また、表彰された大学等においては、自らも積極的に情報発信を行うとともに、文部科学省が実施するフォーラム等での普及展開への協力を依頼する

6. スケジュール（予定）

令和7年11月4日	申請開始
令和7年12月19日	申請〆切
令和8年1月～	書面審査
令和8年2月下旬	合議審査、授賞校の決定
令和8年3月	授賞校の公表
令和8年4月以降	フォーラム等の開催（事例紹介等）

7. その他

授賞校の公表後に表彰された大学等の取組も含めて、提出した申請書類のうち、別紙2概要のポンチ絵等（2枚）を事例集として取りまとめることを予定しています。本申請にあたっては、概要資料が外部に公表されることをご承知おきください。

<添付資料>

【別紙 1】申請書様式

【別紙 2】概要資料様式

【別紙 3】選考基準

【本件担当】

文部科学省高等教育局学生支援課
インターンシップ推進係

電話：03-5253-4111（内線：3345、3354）

Email：intern@mext.go.jp